

宿泊施設インバウンド対応支援事業補助金 【実施状況報告の手引き】

本手引書は、補助事業完了時期から2年間に亘って報告して頂く、認定拡充計画の実施状況について解説したものです。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 宿泊施設インバウンド対応支援事業事務局

住 所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話：03-5253-8329

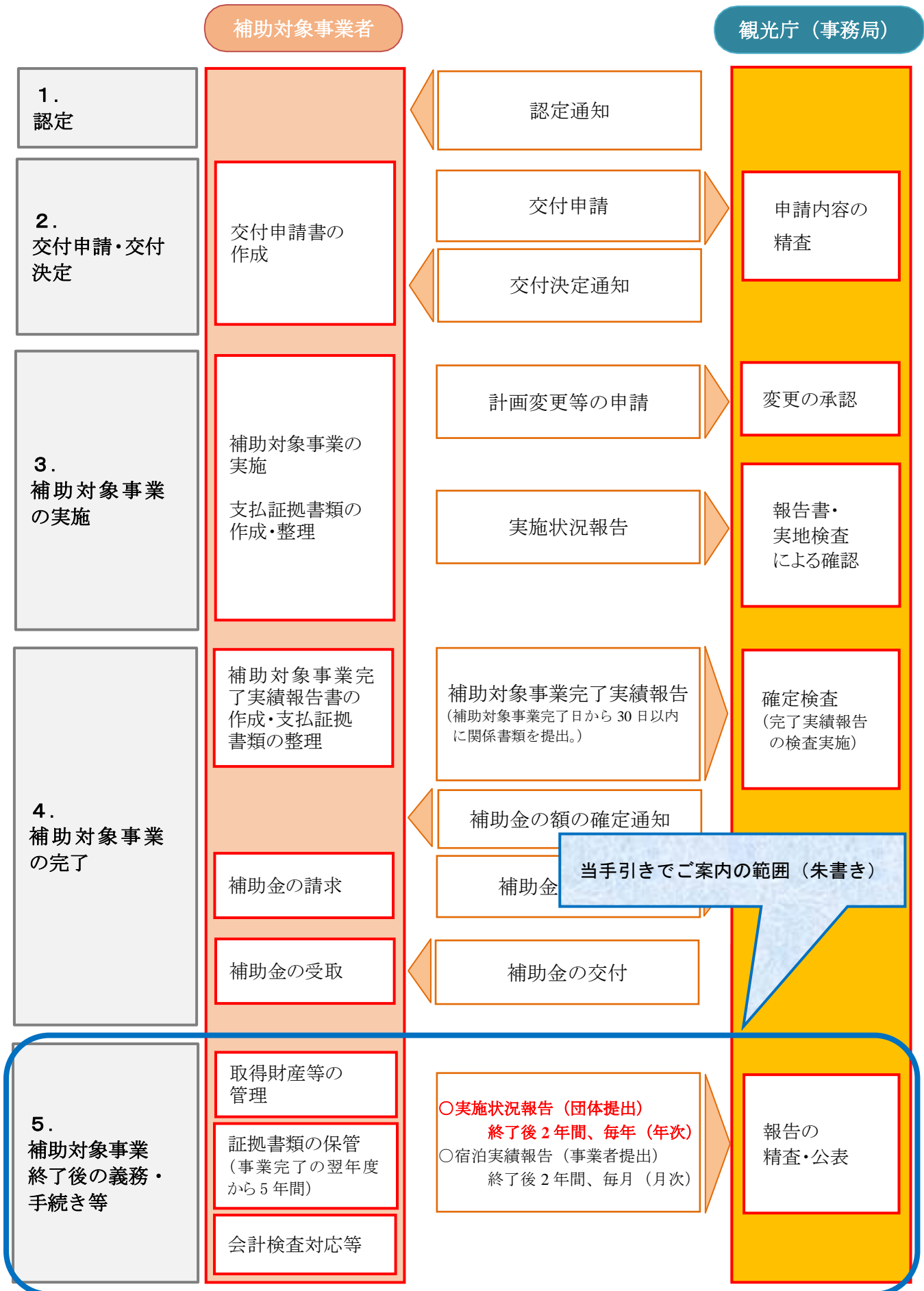
E-mail：hqt-shukuhaku-in28@ml.mlit.go.jp

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00 ※月～金曜日（祝日を除く）

平成30年2月改訂

観光庁観光産業課

◆ 業務の流れ



1. はじめに

補助金交付要綱では、補助対象事業の完了時期から2年の間、補助対象事業者（団体及び構成員宿泊事業者）に対して2種類の報告を求めています。この内、本手引きでは、認定拡充計画の実施状況報告について解説します。

観光庁では、これらの実施状況等の報告を踏まえて、本補助金の改善等に資することとしていますので、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

2. 認定拡充計画の実施状況報告の概要（団体報告／年1回）

宿泊事業者等団体は、補助事業完了後2年間において、年1回、「認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」についての実施状況を、稼働率等実施状況報告書により国土交通大臣へ報告することとされています。また、本報告書は、有識者委員会の意見を付したうえ、国土交通省のホームページで公表されます。

各宿泊事業者等団体におかれましては、本手引き及び記入要領に基づき、実施状況報告書の提出をお願いいたします。

3. 認定拡充計画の実施状況報告の提出要領

① 様式番号 ※報告内容は同じです

- ・第1弾事業（平成27年度補正予算）：第3号様式 及び 同別紙
- ・第2弾事業（平成28年度当初予算）：様式第1-3 及び 同別紙
- ・第3弾事業（平成28年度補正予算）：様式（加速化）第1-3 及び 同別紙
- ・第4弾事業（平成29年度当初予算）：様式第1-3 及び 同別紙

② 報告期限

- ・全事業共通

平成30年4月20日（金）まで

※第3弾事業（平成28年度補正予算）及び第4弾事業（平成29年度当初予算）においては補助事業完了後1年目（平成29年度）の実績が報告対象。

※第1弾事業（平成27年度補正予算）及び第2弾事業（平成28年度当初予算）においては補助事業完了後2年目（平成29年度）の実績が報告対象。

※**第1弾事業（平成27年度補正予算）及び第2弾事業（平成28年度当初予算）**において**補助事業完了後1年目（平成28年度）の実績報告を提出していない団体は報告期限に関わらず速やかに提出してください。**

③ 提出方法

- ・全事業共通

観光庁観光産業課（宿泊施設インバウンド対応支援事業事務局）あてに郵送してください。

④ 記入要領

- ・各事業に該当する別添の記入例を参照してください。

3. 報告書提出先及び問合せ先

観光庁観光産業課 宿泊施設インバウンド対応支援事業事務局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

E-mail : hqt-shukuhaku-in28@ml.mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8329

FAX : 03-5253-1585

※受付時間 : 10:00~12:00、13:00~17:00 ※月~金曜日（祝日を除く）

4. その他

本手引きで解説しました認定拡充計画の「実施状況報告」とは別に、毎月、各構成員宿泊事業者（補助対象事業者）が当該宿泊施設の稼働率・外客宿泊者数等を、宿泊事業者等団体を経由して報告する「宿泊実績報告」があります。

記入要領等を参照の上、遅滞なく報告いただきますようお願いいたします。